

平成28年度 第4回美郷町教育委員会議事録

日 時 平成28年7月25日（水）
13時30分～15時00分
場 所 みさと館 3F 会議室2

<出席者> 田邊委員長、竹下委員、西原委員、教育長、教育課長、
教育課長補佐

<欠席者> 日高委員

<議 題> (1) 美郷町教育振興基本計画について 【修正の条件を付して承認】
(2) 準要保護の認定（保留分）について 【却下】
(3) 美郷町にこにこサポート事業要綱の一部改正について 【承認】

○教育課長 失礼いたします。それでは、予定の時刻よりも早いですがお揃いですので、第4回の教育委員会を始めさせていただきます。委員長からご挨拶をお願いします。

○田邊委員長 梅雨が明けまして大変暑い日が続いております。教育委員会の教育振興計画ですが、いよいよ今日この委員会に提出してみなさんにご承認をいただきます。また町長さんには総合教育会議で見ていただくための今日が最終の会議となっております。その他報告事項も含めて、また夏もいろんな行事がありますので、事務局の方から説明していただきたいと思います。よろしくお願いします。それでは最初に教育長の方から諸報告を。

○教育長 それでは私の方、クリップで留めてある諸報告をご覧いただきたいと思います。先月まではいろいろ学校訪問等、松江での研修をありがとうございました。

新聞等でご存じかと思いますが、22日の金曜日から中学校の県総体が行われております。野球、大変残念でしたがベスト8、1回勝って、2回目がちょっと残念でしたが、17年ぶりの県大会出場ということで。その他、剣道は昨日団体が行われて、邑智中女子がベスト8、今日個人戦が引き続き大田で行われております。大和中の卓球は津和野へ行ったのですが、これもちょっと残念でございました。今後の予定ですが、邑智中学校のカヌー部が山形へ27日から5日間行きます。

それから、28、29日と文科省のICTの補助事業の協議会へ行かせていただきます。

例年やっております大阪体験ツアー、29日から30日、42名の

応募がありまして抽選で25名ということで行かせてもらいます。

後で説明があるようですが、31日の日曜日に図書館、みさと本の森の1周年イベントを行いたいと思います。

8月3日には同推協の第2回目の講演会が町の教育研究会と商工会との共催でみさと館で行われます。

8月7日の日曜日にスポレク祭、県のカヌー大会、2016島根カヌーフエスタ in 美郷ということで、カヌーの里で浜原のカヌー祭りに合わせて行われます。

8月8日に町の教育研究会主催ですが ICT の活用研修会がみさと館で行われます。

17日から3日間、己斐の子ども交流が沢谷交流センター、潮のバカンスハウス等を中心に行われます。

毎年重なるのですが、18、19日で中国5県の町村教育長研究大会で、山口の方へ行かせてもらいます。

それから、8月26日が2学期の始業式になります。4校とも。

28日に町の連合婦人会の総会に合わせて同推協の第3回の講演会がみさと館の方で行われます。

8月30日に今までの就学指導委員会、今は名前を教育支援委員会になりましたが、来年度の特別支援学級のお子さんをどうするかという支援委員会を開きたいと思います。

9月2日に邑智郡の中学校弁論大会が川本中学校で行われます。

議会、まだ予定ですが9月6日火曜から翌14日水曜までの予定です。

先般もお話しましたが、9月10日が両中学校の体育祭、17日の土曜日が両小学校の運動会になります。

それから、26、27日に先般ご案内しました四国への研修です。

9月30日が県の中学校の英語の弁論大会がみさと館で行われます。

次に、校長会の復命をそのままコピーしてつけておりますのでご覧をいただきたいと思います。

大和小ですが、6年、3年、5年とそれぞれよくやっているという話で。全校遠足を昨年からやっているのですが、今年は都賀本郷地域を歩いて縦割り班で遠足をしたと、これもふるさと学習の一環です。

(個人情報につき省略)

その後に8月3日の同推協に合わせての町教研の講演の案内が出ております。その後が8月8日の ICT、海士町の隠岐の学習センターの大辻雄介さんという ICT にすごく達者な方なのですが、この方に来ていただいて、町教研で ICT の研修会をするということです。

その後に僕の資料を付けておりますが、ほとんどは教育委員のみなさまにお話していることです。一番上に今年度の管理職試験の受験者が書いてあります。

既に願書も出して、面接日程も、教頭先生は面接が2回ありまして、8月の1週目に1回目の面接があつて、8月22日が校長教頭とも学科の筆記試験があります。それが終って一次試験に合格されると2次試験の面接がそれぞれあるという状況です。邑智郡の校長会で勉強会をしていただいております。いろんな今までの資料を集めてもらったり、集まって、こういうところを注意したほうがいい、勉強したほうがいいというようなことの勉強会があります。

そのほかは、ICT活用教育公開授業アンケートの集計についてということで、その後に付けております。この前6月23日に邑智小学校であったICTの研修会に町外からも来られましたので、いろいろアンケートをとった結果が出ております。またこれは詳しくご覧いただきたいと思いますが、ほぼ良好なアンケート結果ではありました。説明もそうですが、やっぱりタブレットをはじめとしたICTを使うことが目的ではなく、目的を達成するための手段の道具なのだと。あくまでもツールなのだというのを邑智小の方でかなりPRをしたと。そういう結果が出ております。

最後のページにA3版で出ておりますが、それぞれ授業された先生方のまとめと生越先生のこの研修会を終えてのまとめが出ておりますのでそこもゆっくりご覧いただきたいと思います。私の方は以上です。何かありましたら。

○田邊委員長 この町教育研究会、8月3日のは一応みなさん出ていただくということで。

○教育長 同推協と町の教育研究会と町の商工会と3者でやりますので、これはあくまでも町の先生方への、僕が校長会で付けているもので、教育委員みなさまには同推協からの案内がお手元にあります。

○田邊委員長 8月8日の町教研というのは？

○教育長 これは学校の先生方だけです。これはご都合がつかなければ結構です。専門的な使い方などですので。

○田邊委員長 9月の運動会もまたご都合をつけて、激励してください。

○西原委員 ちょっと気になったのですけれども、(個人情報につき省略)

- 教育長 (個人情報につき省略) なんとも難しいところなのですが。
- 西原委員 かなり多いですね。ぱっと見ると。
- 教育長 こうやって名前が出てくるのは多いです。
- 竹下委員 人数は少ないのに。
- 教育長 毎月名前が出る子が多いのですが、そうでない子が、初めて出るような子がさっき言いましたように。やっぱり人数が多い分、邑智の方が多いです。
- 西原委員 ただ、ほとんどが専門機関に繋がっておられるので、いわゆる手を打っておられるというか。
- 教育長 ただ、中には特別支援学級の方が、教育委員会としても学校としてもいいと思っているのですが、まだだめな親御さんがけっこうこの中にもおられます。うちの子は家の中では特別ではないという言い方が多いです。はなから特別支援学級という言葉聞くだけでも嫌だという。(個人情報につき省略)
- 竹下委員 タブレットに写してノートにとるとというのがまた。
- 教育長 黒板に書いてあるのをノートに写せないんです、遅くて。タブレットで撮って記録しておいて後でゆっくり。
- 竹下委員 それを見ながら子どもが写すということですか？
- 教育長 なるべく教員は手を出さないように。タブレットで写すのは手伝うでしょうが、タブレットは保存しますのでゆっくり後で。
- 田邊委員長 それは家に持って帰るわけにはいけないので、学校でまた空いた時間を見つけてやらないといけませんね。
- 教育長 放課後も教えたりしています。そうしないと中学校は。ここにも点数を書いておりますが、これでいくと大方高校入試の時に危ないくらいですよ。今は高校もスパッと落としますのですね。うちの子は幸い今年の受験で落ちませんでした。飯南高校でも5人か6人落ちました。中央でも同じです。

(個人情報につき省略)

○田邊委員長 よろしゅうございますか。他に。それでは下の議題に入ります。今日の会議の署名委員さんの指名は竹下委員さんと西原委員さんをお願いします。会期の決定ですが、本日1日ということでやらせてもらいます。前回の会議の議事録でございますが。

○教育課長 前回の会議の内容は就学援助の認定が主なところでしたので、ホームページに載せます際には、そのいろいろ個人名のところは黒丸にしてありますが、その部分はもう一括個人情報につき省略という形で、就学援助に関しての認定の審議の内容はカットした状態のものをホームページの方には載せたいと考えますが、よろしいでしょうか。いくら丸にしてあっても前後を見ればわかると思います。

○田邊委員長 黒塗りで議事録出したりすると、返っておかしくなる。

○教育長 個人情報なので省略の方がいいかと。

○西原委員 いいと思います。

○教育長 その地域の方が読まれるとわかる人が何人もいます。教育委員のみなさまには正直に、名前ほどは消させていただいて。今後も個人情報の取扱いはこの風にさせていただいてよろしいでしょうか。

○西原委員 情報公開よりもそちらの方が優先するといえ優先しますね。

○教育長 さっき僕が話しました情報交換のともそういう風に一括してさせてもらいますので。ただ、教育委員のみなさまには知っておいていただきたいということで出しております。

○田邊委員長 ではそういうことで、よろしくお願いします。それで、議題ですが、1番美郷町教育振興基本計画の作成について。議題に入りたいと思います。説明をお願いします。

○教育課長 それでは、ご案内と一緒に振興計画の最終案を送らせていただいております。今日は前回の策定委員会の際にご指摘をいただいた点で修正を加えまして、その後、三島委員長さんの方と内容の調整を6月28日から7月10日の間でさせていただきましたので、その点を少し説明をさせていただきたいと思います。

それから、一応三島委員長さんの方でOKをいただきました後に、

パブリックコメントということで11日から20日までホームページの方に掲載しまして、パブリックコメントの募集をいたしました。その中でいただいたご意見も含めて修正をしました点を少し説明させていただきます。

基本計画案の4ページをご覧ください。ここは三島先生の方からご指摘をいただいたといいますか、アドバイスをいただきました点で、社会を生き抜く力の育成、基本方針1のところの四角囲いの下、4行目からですが、「学習する基盤が培われます。そこで子どもたちが夢や希望の実現に向かっていく活動を大切にし、自らの意思で行動できる感性豊かな人を育てます」ここの部分を三島先生の方から例文という形で、こういう風に変更してはいかがでしょうかというご提案をいただきました。それをこのところに変更させていただいて文章を変えております。

それから続いて6ページをご覧ください。(5)の成果指標ですが、「学習支援員配置時数」というところが、7名の講師の合計としておりましたけれども実際はこれが6名分の時間数となっておりまして、それをもう一度7名分の時間で計算をし直しましたところ7,723時間になりました。目標値は7,000時間としておりましたけれども、もう現状値が7,000を越えていますので、目標値を8,000に上げて、それから指数も計算し直したものがそこに載せておる時間数、指数になっております。

続いて13ページをご覧ください。(2)番の・ですが、最終の策定会議の中ではこの・は2つでございました。この3つ目の「小中学校において障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に勧め、相互理解の促進を図ります」これをぜひ入れてくださいということで三島先生の方から連絡をいただきましたので、加えています。

18ページをお願いいたします。ここの中で(3)の・の一番下に、「障がい者差別解消法」と載っておりますが、これの注釈を入れてもらいたいということを三島先生の方からご指摘をいただきまして、18番ということで欄外の方に注釈文を入れております。

それから、その下の注釈の中で、15番の放課後子ども教室の文章の一番下の行なのですが、「放課後子ども教室が連携した取り組みを行っている」ここは前は「子ども教室の一体的な運営を行っている」という風にしていたんですが、これはうちの事務局の職員の方からここは「連携した取り組み」の方がいいという意見がありまして変えております。

続いて19ページをご覧ください。一番下の成果指標のところで美郷大学の受講者延べ人数で、「延べ人数」としておりましたのに、その単位が年間の人数という風な標記に単位になっておりました。

おかしいのではないのでしょうかと、パブブックコメントでご指摘をいただきましたので、ここは「人」に変更しております。

変更しましたのは、以上です。パブリックコメントも先ほどお一方の指摘があつてということですが、一件電話でご意見をいただきました。他にはパブリックコメントとしてはこちらには届いておりません。変更点は以上です。

○田邊委員長 パブリックコメントの日数が本来なら1か月なければいけないが、それを10日しかなかったという、それをFacebookで流しているからね。

○教育長 あれは1ヶ月なければいけないものですか？

○田邊委員長 本来はひと月以上なければいけないけれど、ひと月ぎりぎりでもいいようです。

事務局から説明があつた今の修正点でございますが、委員さんご覧になられて何か。ちょっと私気が付いたのですが、10年間というと37年ではないですか、表紙。28～38年だと11年間になります。

○教育課長 本当ですね。

○田邊委員長 37年で。それと1ページの計画策定の趣旨のところの下から3行目の真ん中の辺で「本庁教育の基本的な理念をめざす人間像」の「めざす」は漢字じゃなかったかな。私の資料にはあそこを漢字に直しています。

○教育課長 そうですね、漢字にしたはずです。

○教育長 今のところ、策定の2のところも平仮名になっている。

○田邊委員長 13ページの成果指標で公民館ふるまい推進事業の実施公民館数、こないだ1を4だと、400%になります。1を5にしたら500%です。目標値がこの前の時には4だったので。

○教育長 気が付かないところがありますね。ありがとうございます。
今の「めざす」を。前に言われたのはよく覚えています。この2ヶ所くらいだったか、まだあつたのではないですか？

○田邊委員長 これは文字検索をかけてみないとわからないですね。15ページの上から2行目も平仮名です。

- 教育長 平仮名にしたのでしょうか。あの時出ましたよね？
- 西原委員 めざすは漢字に統一したと思います。
- 田邊委員長 15ページの2行目も。
- 教育長 「社会をめざします」になっています。
- 教育課長 どちらかに統一で会議では漢字という話だったのですが、他のものを見て平仮名の方がいいという話をしたように思います。統一はしたはずです。文字検索をしてという話をしていたので。いろいろ資料を見て、平仮名の方が適当なのではないかと。
- 田邊委員長 21ページと22ページのアウトメディアという言葉が2回出ているから、これは解説が付くんだったかな。アウトメディアというのはああいうメディアではない、地域の文化とかそういった体験をさせようというものですよね。横文字というのはわかりにくいから、そうことをあの時に言ったような気がします。
昔の遊びを体験させると書いてあるけど、注釈を下に入れたらいいんじゃないですか。
- 教育課長 はい、では注釈を。
- 教育長 「めざす」は平仮名で。気が付かないところがありますよね、こうやってみなさんに見てもらおうと。他の委員さんはよろしいですか。
- 西原委員 はい、いいです。
- 田邊委員長 これが成案になったら、策定委員会というのは終了するのですか？
- 教育長 はい。一番後ろにつけております。美郷町教育振興基本計画として教育委員会で議決をしてもらって、その後総合教育会議にかけてこれを大綱にするかどうかを町長さんに決めてもらいます。教育大綱はあくまでも町長さんの権限で。教育委員の権限ではありません。本当は教育大綱は町長が作らなければならないものです。ただ、とてもできないので。
- 教育課長 今日は議決はいただけるのですか。

○教育長 これはこれで、今の「めざす」のところは平仮名のままで、委員長さんが言われたところをなおさせてもらって、これで議決でよろしいですか。差し替えておけば。

○田邊委員長 みなさんよろしゅうございますか。それでは教育委員会では教育振興基本計画は議決ということで。

○教育課長 それでは今日指摘をいただきました今の表紙のところの年度を修正することと、それから13ページの(1)の成果指標を400%を500に修正をすること、21ページにアウトメディアの注釈を入れるということ、この3点を修正させていただくということで、よろしいでしょうか。

○田邊委員長 ではそういうことでよろしくをお願いします。

○教育課長 ありがとうございます。

○田邊委員長 町の総合計画に載るのは？

○教育課長 このままではないですが、この内容を町の総合計画の様式に合わせて入れ込むという形になります。

○田邊委員長 では1の方、振興計画の策定につきましては議決ということです。2番目の準要保護の認定についてお願いします。

○教育課長 それでは、2番の準要保護の認定の保留分につきましては補佐の方から説明いたします。

○教育課長補佐 失礼します。手元の資料でございますが、カラーコピーの右上マル秘と書いたものですね、こちらと別件で就学援助のうち通学費助成に関する参考資料というホッチキス止めたものについて説明させていただきます。

先にカラー刷りの方ですね、平成28年度要保護・準要保護対象児童生徒一覧(最新版)となっております。こちらの方をご覧ください。前回の教育委員会の時に承認いただいたものなのですが、保留分1件だったのですがその後に基準額について再算定を行った結果、(個人情報につき省略)再審査という形でみなさんにお諮りしたいと思います。

それでは●●さんの方から説明させていただきます。(個人情報につき省略)これを基に再審査をお願いしたいと思います。

- 田邊委員長 事務局の説明ですが、二人とも 1. 3 を超えたわけですね。
- 教育課長補佐 はい。
- 教育長 (個人情報につき省略)
- 田邊委員長 (個人情報につき省略)
- 教育長 (個人情報につき省略)
- 田邊委員長 とうことで、2 件とも収入基準以上ということで対象外ということで再審査をしていただきました。そういうことでよろしいですか。
- 西原委員 はい。
- 教育長 ありがとうございます。
- 教育課長補佐 ご審議ありがとうございました。続きまして、もう一枚の資料の方なんです、就学援助のうち通学費助成に関する参考事項ということで、前回の教育委員会の時に調査しておきますとっておったものです。(個人情報につき省略) 取扱いについてみなさま方にお諮りしたいと思います。
- この表の一番上、通学費に関する近隣市町の取扱いといたしまして、大田市と川本町、邑南町の方に問い合わせをいたしました。就学援助の通学費助成のことなのですが、大田市はなし、川本町は過去にあり、邑南町はなしということですね。右側の表につきましてはですね、こちらは就学援助だけでなく一般の児童生徒に対する通学費の助成の状況を入れております。枠内ですが、公共交通機関を利用した場合、保護者等による送迎の場合、その他として徒歩通、自転車通の場合、定めがあるものを入れております。学区外として区域外就学の場合にその隣の列に入れております。こちらの方は大田市さんは区域外就学はなしということです。川本町の方はですね、通学費を助成されている。これは昨年度までのところだったのですが、江津市の区域外就学をされておられまして、その通学に係る JR 三江線の乗車券の実費を支給しておられます。邑南町は通学費の助成はなしということで過去においても事例がないということでした。備考の欄につきましては、大田市のところなんです、一番表の左側、学区内の公共交通機関の遠距離助成というのがあるのですが、こちらの距離がですね、それぞれ旧市町でばらつきがあ

って、それがいまだにまだそのままといったところです。邑南町はこれは公共交通機関全員目途としておるのですが、小学生はスクールバスはないということです。まだ小さい学区で、小学区で残っておりますので。

という状況で、こちらの表一枚めくっていただくと就学援助の通学費助成をしている川本町の実施要綱と美郷町の要綱ですね、それと横向きになるのですが、こちらは県の方が調査されました昨年度の単価なのですけれども県下の小中学校の就学援助の調査状況となっております。

(個人情報につき省略)

○教育長 要はうちの今の規定でいくと準要保護で通学費助成の金は出せないようになっていきます。

○教育課長補佐 要綱に上がってはおります。

○教育長 区域外就学の方では出せません。

○教育課長補佐 はい。

○教育長 それをどうするのか。邑南町は出していない、川本町だけが一人ほど出しているということです。校区外就学の時にお話しましたように保護者の責任で送り迎えして通学費補助はしない。しかし、生活が苦しいのでという準要保護の規定を優先すれば、出さなければいけない。どちらにしましょうかということで、他市町村の様子を調べました。

○田邊委員長 区域外就学が本人の意思によって行くのだから、原則はないんですよ。

○教育長 ただ、こういう貧困世帯についてはその辺をどう考えるかです。出すのなら公共交通機関がないので、川本町さんが学区内ではありますが保護者の送迎で1キロ20円と書いてあります。その辺を決めなければいけない。単価も決めなければならぬ、もし出すとすれば。

○田邊委員長 大田市さんも保護者の送迎もないのですね。

○教育長 大田、邑南はありません。

- 教育課長 大田、邑南はそもそも就学援助の中の、そこに通学費の助成というそのものがないということでしょう。
- 教育課長補佐 邑南はなくて、大田市はですね運用していないということでした。
- 教育課長 規定にあるが運用してない。
- 教育長 それはまたおかしい。規定にあれば運用しなければいけないでしょう。
 うちのにも区域外就学については一切要綱に書いていない。
- 教育課長補佐 要綱には書いてないですね。
- 教育長 出せるのでしょうか、これで。川本ははっきり書いてある。町外へ行く場合も出せると書いてある。うちは町外とか町内とか書いてないでしょう。
- 教育課長補佐 ないですね。第 6 条で要保護・準要保護の中にそれぞれありまして、うちも 2 行目の通学交通費です。
- 教育長 それは町内町外の規定がしてない。もし出すとすれば川本のようにここを明確にしないといけない。このままなら出さない方がいいと思います。このままでいくと、「区域外就学の通学費は出さない」というのが優先すると思いますが。あれは明らかに書いてあります。
 (個人情報につき省略)
 町外とか町内とか書いてないので、通学交通費は誰に対しても出すということですか。
- 教育課長補佐 そうですね。
- 教育長 町外の規定がないとここは出せないと思います。区域外就学の方は出さないと文言を入れているわけだから。通学交通費にしても用品費にしても、国の制度にその言葉が出ているからそのまま書いているだけで。どう思われますか？
- 西原委員 僕はぱっとこの案件を見て、やはり自分の意思で出られたというのもひとつありますね。後ですね、準要保護の差で、これくらいの差でうちは通学費が出ないというのものもあるし、それであきらめているというギリギリの線ですね、そういうご家庭があったとします。それで、ちょっと下回れば通学費が出るということで、そういうメ

リットもあるので区域外に出ると。そういう考えもあります。そこを線引いたとしても結局こういう公の部分が補助するという、それは結構本人さん、ご家庭さんの意思の自由、自分たちの意思でそれを選んだという部分で、補助するというのはちょっと弱いような気がするのですよね。川本町は出されているそうですけども。僕はどちらかという大田市とか邑南町とかの考えの方を取りたいと感じました。前々から考えていたのですけども。

○教育長 全く僕も同じ考えです。区域外就学のきまりを優先した方がいいと思います。

○西原委員 なんでもかんでもというのはどうでしょうか。自分のところの住民票のある町村が当然そこを補助するというのはわかるのですけども、敢えてそこを出ていくというのはリスクを負って出るという決断がありますよね。

○教育長 準要保護の人が区域外に行くと給食費と医療費だけだったか、学校の方で負担は。それ以外は住所があるところで持たなければならぬようになっていきます。

○田邊委員長 医療費も？それは学校での医療費ですか。

○教育課長 特定の、学校保健法に基づいている医療費です。

○教育長 就学援助の中の医療費です。

○田邊委員長 今、西原委員が言うように、子どもは広く日本全体で考えなければいけないかもしれないが、教育委員会として責を持たなければいけないのは自分のところの管轄にいる児童が、うちらが責任を持ってやらなければいけないということであって、住所は美郷にあるから子どもとしては美郷の子だろうが、外に出るということになれば、その辺を承知して出られるわけですから。学校のあるところに今度はやってもらわなければいけないと思いますが、その辺を承知で出られるのですから。ある意味で、出る時にははっきりと告知もしておかなければならないでしょう。

○教育長 よろしいですか。では、出さないということで。あくまでも区域外就学が優先するということです。

○竹下委員 準要保護の家庭だからということではなく、そうでないところも

出さないということ？

○教育長 川本さんは出せるような要綱にしてあるんです。うちにはない要綱を作っておられる。町外に行った場合も出せるという規定が。うちには就学援助の方には町外町内の通学費の規定がないです。

○西原委員 なんかちょっと引かかるのですよね。

○教育長 もともとは町外を想定して作ったものでないですから。

○田邊委員長 申請を出されるのは、区域外就学で4月でもう向こうへ行っていて、それから後で、年度に入ってから就学援助のことが出てきますね。

○教育長 だいたい同時期に、4月頭に申請されます。ただ、住所地で見なければいけない就学援助があります。

○田邊委員長 区域外就学の申請が出た時に、はっきりそのことは言っておかなければいけませんね。

○教育長 その時に、交通費は支給しませんと言っております。

○西原委員 それに関連して先ほどの●●さんの件も当然そういうことなのですよ。

○田邊委員長 ●●さんが仮に1.3以下になったとしても、それで対応する。

○西原委員 理由にそれを挙げられているというのが、ちょっと納得いかないです。それを承知ででしょう、というところがあるので。ちょっと違うんじゃないのかなと。

○竹下委員 現実というか、交通費とかが出ないから行かせられないという人もあるのですかね？

○西原委員 それになると哲学的な話になりますけども、収入の話というのはこれは●●さんのケースに関しても、どうも関係している。就学があるからだめだと一概に言えない。もろもろの経費というのはあるわけですから、そのご家庭がいろんなことに使われている、その中の一つがこれであって、生活できないというのが、補助がほしいというのが、これをしているからだという断定はできないですよ。

本当にこれなのかというのは。他にも理由があるんじゃないのかなという話になります。

○教育長 借金もそうですよね。浪費で借金ということもあります。

○西原委員 常識的に考えると浪費されるのと通学費とどっちが大きいかということですから。

○田邊委員長 親は子どものために何とかしてやりたいと思うんだけど、子どもでも家族の一員だから、家の状況を見て、中学校になってどっちを選択したらいいのかなというのも必要です。

○竹下委員 ひとつの考え方だと。

○教育長 では支給しないということで、いいでしょうか。

○教育課長補佐 ありがとうございました。

○田邊委員長 次はにこサポ事業要綱改正について。

○教育課長 時間もあまりありませんので、急いでいきたいと思います。「美郷町ににこサポート事業要綱」ですが、平成 21 年度からににこサポート教員を配置しておりますけれども、それが当初に策定しました要綱と現状がかなり違ってきております。現状に合わせてという意味での一部改正になります。最後の 2 枚が新旧対照表となっておりますので、そちらを見ていただいた方がわかりやすいかと思います。

そうしますと新旧対照表の方ですが、まず要綱の表題そのものを変更いたします。これは「ににこサポート事業」という県の名称をそのまま使っておりましたけれども、この辺が学校の中で県の支援員さんか美郷町の方で配置している支援員かということとか学校の中で区別がつきにくいということがありますので、そのところの名称をまず変えております。

それから第 1 条の目的の中で、赤文字のところですが、「その他の理由により学習面で困難を抱える児童生徒に対して」という文言を加えております。今現在も特に指定のある障害のある子どもさんだけでなく全ての子どもたちに対しての支援事業をしておりますので、現状に合わせてこの文言にしております。それから第 2 条の方では先ほど申し上げました名称の変更、それから第 4 条で 1 週間の勤務日数とそれから時間を変えております。それと次に 1 週間の

日数も時間も増えますので、当然年間も増えてくるということです。

めくっていただきまして、最後のところに「この告示は公布の日から」、それから様式の方を現状に合わせた格好に変更しております。

○教育長 これはあくまでも作った時が県が「にこにこサポート事業」で作ったのもので、実際には右のように学習支援員になっていますので、ちょっと改正が、もうちょっと早くしなければいけなかったのですが、これでお願いをいたします。

○教育課長 3 番については以上です。

○田邊委員長 町のにこサポが？

○教育長 学習支援員に変わるということです。にこサポというのは県の事業名。邑智小学校にだけ県単のにこサポが一人ついています。あとは町単なんです。

○教育課長 県単と町単が同じくにこサポという名称でどっちがどっちとわからなくなってしまうという、そこが学校の方がちょっと混乱するのでというところがありますので。

○田邊委員長 県単は今邑智小学校だけですか？

○教育長 邑智郡に二人しかおりません。

○田邊委員長 勤務時間が結構違いますね。

○教育長 県単は 4 時間です。

○西原委員 もうこれは決まっているのですか？

○教育長 決まっています。県はそれしかお金を出しません。ただ、単価がいいです。2,590 円くらいです、それは一日 4 時間しかないということもあるのです。常時雇用でないのです。これはもうこれで、一昨年くらいから既に運用させていただいております。改正が遅れたということで申し訳ございません。

○田邊委員長 ではこれでよろしく願いいたします。では次。

○教育課長

それではその他の報告事項でございます。まずみさと本の森の1周年記念のイベントについてです。カラー刷りのチラシと一緒に資料を付けております。8月1日昨年開館をいたしまして、その前日7月31日にこの開館1周年記念イベントを計画をしております。これは県の「島根県子ども読書フェスティバル事業」を利用しまして、県立図書館の方からですね予算が25万円出ましてやるようにしております。一応、実行委員会を立ち上げておりまして、それは図書ボランティアさんと図書館の職員とで実行委員会を立ち上げておりまして、そこがいろいろと計画を立てております。みさと館を中心としまして、午前はたくさん本を読まれた方の表彰をしたり、子ども向けのミニシアター、午後は大人向けのブックカフェということで、今回初めて具体的に図書館のボランティアさんたちに直接的に関わっていただくということになっています。ここからボランティアさんたちの自主的な活動の方にも繋げていきたいという思いもあって図書館の方で計画をしております。

続いて、次のスポーツ推進委員の委嘱についてですが、大変申し訳ありません、スポーツ推進員さんの委嘱について教育委員会の方にお諮りする前にこちらの方でちょっと遅れましたものですから、進めさせていただいて、今回の教育委員会だよりの方にもスポーツ推進委員さんの名前を挙げさせていただいております。11名の方に今年度からスポーツ推進委員さんをお願いしておりまして、これまでも委員として活動していただいた方に加えて、3名新しい方に入っております。山根さん、この方は浜原の運動サークルの所属をいうことでリクリエーション関係の団体からということで加わっていただきました。それから神崎さん、この方はバレーボールの方で、それから三上さん、この方はフットサルでということです。山根さんは浜原、神崎さんは粕渕、三上さんは今現在都賀行にお住まいです。

これまでのスポーツ推進委員さんの方は、中国地区の大会が浜田でありました時にお手伝いをいただいたりしておりまして、今年度は比較的いい滑り出して活動していただいているなと思っております。以上でございます。

○教育長

大変遅れてすみませんでした。実は山根さんと神崎さん、なかなか代表が決まりませんで。それで正式に遅くなったということです。よろしくお願いいたします。

○田邊委員長

あとの各委員会の人には委嘱が済んでいるということだけでも。

○教育課長

スポーツ推進委員さんだけが、あとの3人が決まりませんで返事

をいただくまでにかなり時間がかかりました。

○田邊委員長

これで全部終わりました。よろしゅうございますか？ではこれで第4回の委員会の方は終わりたいと思います。ありがとうございました。